

京都市告示第 367 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により，平成 30 年度の地籍調査事業を次のとおり実施します。

平成 30 年 10 月 24 日

京都市長 門川 大作

- 1 事業計画が定められた日  
平成 30 年 8 月 10 日（30 農村第 1123 号）
- 2 調査を実施する者の名称  
京都市
- 3 調査地域及び調査期間

平成 30 年度地籍調査事業計画

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	参 考	
			面積 Km <sup>2</sup>	測量の方式 及び縮尺
京都市	京都市上京区主税町，聚楽町，四町目，下丸屋町，櫛笥町，中書町，二町目，三町目，南伊勢屋町，北伊勢屋町，左馬松町，中務町，小山町の一部，西院町，浮田町の一部，中村町，田中町，十四軒町の一部，尼ヶ崎横町の一部，西神明町，東神明町，田村備前町，弁天町，福島町の一部，二本松町，新御幸町，坤高町の一部，白銀町，分銅町，山本町の一部，天秤丸町，西辰巳町の一部，秤口町，南清水町の一部，金馬場町，西天秤町の一部，天秤町，東天秤町の一部及び一町目の一部	平成 31 年 3 月 31 日 まで	0.43	地上法  1/500  1/250

(行財政局資産活用推進室)